

郡山市教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する取扱要綱

平成12年4月1日制定

令和3年1月1日一部改正

[教育総務部総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が行う後援等の承認並びに教育長賞の交付に関し、基準、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分及び定義)

第2条 教育委員会が行う後援等の区分は、後援、共催又は推薦とする。

2 次の各号に掲げる後援等については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義使用を承認すること。
- (2) 共催 教育委員会が事業の企画及び実施に参画し、又は国、他の地方公共団体、公益法人、公共的団体等(以下「国等」という。)が実施する学校教育、社会、体育、文化、芸術の振興発展に寄与する事業について協同で行うこと。
- (3) 推薦 教育委員会が映画等の作品について、その趣旨に賛同し、推奨の意を表すために、教育委員会の名義使用を承認すること。

(承認及び交付の基準)

第3条 教育委員会は、国等が主催する事業が次の各号(教育長賞の交付については、第3号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、後援等の承認又は教育長賞の交付を行うことができる。

- (1) 事業の目的及び内容が、市民の教育・文化の向上、地域社会の健全な発展等に寄与するもので、公益性が認められること。
- (2) 原則として市内で開催される事業であること。
- (3) 市全域を対象として行われる事業で、広く一般に公開されていること。
- (4) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援等の承認及び教育長賞の交付を行わないものとする。ただし、推薦の承認については、当該事業が第3号の規定に該当する場合であっても、推薦の承認を行うことができる。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治団体若しくは宗教団体が主催するもの、政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするもの
- (3) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (5) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) その他後援等の承認又は教育長賞の交付を行うことが不適切と認められるもの

(教育長賞)

第4条 教育長賞の交付は、賞状の交付によって行うものとし、原則として1事業に対し賞状1点とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める事業については、予算の範囲内で副賞を交付することができる。

(手続き)

第5条 後援等の承認又は教育長賞の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を明記した申請書を教育長に提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、申請者から当該事業に関する資料の提出を求めることができる。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的又は趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時及び場所
- (5) 参加対象者及び人員
- (6) 事業の内容及び開催方法
- (7) 入場料等参加者から費用を徴収する場合は、その予算収支書等
- (8) 教育長賞の交付の申請については、事業において授与するすべての賞の内容

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査のうえ、その可否を決定し、申請者に通知する。この場合において、後援等の承認又は教育長賞の交付の決定には、必要な条件を付することができる。

3 後援等の承認又は教育長賞の交付の決定を受けた者(以下「承認等を受けた者」という。)が、申請した内容を変更する場合は、次に掲げる事項を明記した事業内容変更承認申請書を遅滞なく教育長に提出し、変更の承認又は変更の決定を受けなければならない。

- (1) 変更する内容
- (2) 変更する理由
- (3) 変更する影響

4 教育長は、前項の事業内容変更承認申請書を受理した場合については、第2項の規定を準用する。

5 承認等を受けた者が、当該事業を中止する場合は、その理由を付して遅滞なく、教育長に届けなければならない。

6 承認等を受けた者は、当該事業終了後、速やかに実績報告書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、推薦の承認を受けた者については、この限りでない。

(後援等の承認及び教育長賞の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、後援等の承認又は教育長賞の交付の決定をした後であっても、承認等を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認又は交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施した場合
- (3) 法令又は承認若しくは交付の決定に付した条件に違反した場合

2 教育長は、前項の規定により後援等の承認又は教育長賞の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して承認等を受けた者に通知するものとする。

(免責)

第7条 前条の規定により後援等の承認又は教育長賞の交付の決定を取り消された場合において、承認等を受けた者が損害を受けることがあっても、教育委員会は一切その責めを負わない。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市教育委員会教育長

報告者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名

事業実績報告書

年 月 日付で後援・共催の承認、教育長賞の交付を受けて実施した事業が完了したので、郡山市教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する取扱要綱第5条第6項の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

事業の名称		
実施状況	参加者数	名
各賞の受賞者名 ※教育長賞交付を受けた者のみ記入		
備考		